証券コード9025
平成27年６月５日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目６番８号
鴻 池 運 輸 株 式 会 社
代表取締役社長 鴻 池 忠 彦

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区備後町二丁目６番８号　サンライズビル７階
　当社本社大会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）
３．目 的 事 項
報 告 事 項
　１．第75期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第75期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　役員退任慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第４号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.konoike.net/）に修正事項を掲載させて頂きます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税と物価上昇に伴う実質所得の減少により個人消費が低迷したことを受け、景気は期間全体を通し弱含みでの推移となりましたが、期間末頃より米国を中心とした海外経済の持ち直しにより輸出が増加しはじめた他、雇用と所得環境の改善により個人消費が緩やかな増加基調に転じるなど、明るい兆しが表れはじめました。欧州の財政不安や新興国経済の景気減速など、下振れリスクを内包しながらも、今後は回復基調で推移するものと見込んでおります。

物流業界におきましては、足許の原油価格は下落傾向にあるものの、個人消費が低迷したことにより、消費関連貨物の荷動きが低調に推移したことに加え、人材需給逼迫による傭車費用の上昇等により依然として厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、九州産交運輸株式会社を株式取得により連結子会社化し、医療機器と医薬品の配送業務一元管理の推進など医療関連分野の業容拡大に注力した他、同じく株式取得により連結子会社化したANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYでは、ベトナムの冷蔵・冷凍倉庫としては初のHACCP（※製品の安全を確保する国際的に認められた衛生管理手法）を取得、安心・安全な物流サービスを提供するとともに、グループのベトナム現地法人と連携し、倉庫事業とトラック輸送事業、国際フォワーディングを組み合わせたより質の高いサービスの提供に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、鉄鋼関連分野における生産工程請負業務ならびに製品輸送業務の増加や、外国人観光客の増加に伴う空港関連業務の好調、医療関連分野の伸長等により、売上高は2,449億82百万円（前連結会計年度比5.8％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は93億61百万円（同17.9％増）、経常利益は95億91百万円（同19.7％増）、当期純利益は54億39百万円（同24.5％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

１．複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、飲料等製造請負業務は顧客の好調な製造・販売を受け好調に推移したものの、消費税増税後の個人消費の低迷長期化により総合スーパーマーケット向け食品等取扱業務が減少し、食品関連分野はほぼ前年並みの水準にとどまりました。一方で、鉄鋼関連分野において原料輸送業務や生産工程請負業務等が増加した他、医療関連分野が連結子会社の増加や顧客医療物流センター内での構内物流業務の獲得等により大幅に伸長しました。空港関連分野における訪日観光客の増加によりグランドハンドリング事業等も好調に推移し、売上高は1,583億63百万円（前連結会計年度比6.8%増）、セグメント利益は115億88百万円（同7.4%増）となりました。

２．国内物流事業

国内物流事業におきましては、配送先店舗数の増加によりコンビニエンスストア向け商品取扱業務が伸長した他、オフィス用品配送センター業務が期間を通し好調に推移したことや、食品原料の長距離輸送業務を獲得したこと等により、売上高は523億51百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。セグメント利益につきましては、平成25年３月に竣工した定温流通センターならびにアパレル専用倉庫の立ち上げ費用が解消したことや、車両の大型化や配送網の見直しによる配送効率の向上等により、16億７百万円（同54.7%増）となりました。

３．国際物流事業

国際物流事業におきましては、商品販売促進用のノベルティグッズや調理家電の輸入ならびにセットアップ業務が期間を通して堅調を維持したことに加え、円安や海外経済の持ち直しにより、インド向け工作機械やアメリカ向け食品用包資材及び自動車部品用部材の輸送業務が増加した他、ベトナムならびにトルコ向けインフラ用建材輸送業務を獲得したこと等により輸出業務についても好調に推移しました。また、ベトナム子会社において大型製造設備輸送業務が増加したことも寄与し、売上高は342億67百万円（前連結会計年度比8.0%増）、セグメント利益は14億51百万円（同11.4%増）となりました。

（事業別売上高の状況）

	金　額	構 成 比
複合ソリューション事業	158,363百万円	64.6%
国内物流事業	52,351百万円	21.4%
国際物流事業	34,267百万円	14.0%
合計	244,982百万円	100.0%

（注）上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は100億55百万円であります。

・当連結会計年度中に完成した主要設備

国際物流事業　　当社連結子会社鴻池亜細亜物流（江蘇）有限公司
鴻池常熟物流センター新設

・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

複合ソリューション事業　当社物流センター新設（静岡県駿東郡長泉町）
複合ソリューション事業　当社物流センター新設（岡山市南区）

(3) 資金調達の状況

当社は、平成27年１月27日に100億円の社債を発行いたしました。また、長期借入金により14億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①「安全」と「品質」最優先の業務運営の徹底

特に複合ソリューション事業においては、顧客の生産工程における請負業務が中心となっておりますので、当該事業での安全・品質の不備は当社のみならず顧客の社会的な信用に繋がる事項であると認識しております。そのため当社グループでは、業務遂行上の安全性の向上ならびに製・商品の品質管理を徹底することが、事業遂行上重要と判断し、安全品質研修センターならびに鴻池テクノ研修センターでの研修活動等を通じて強化を図っております。今後も、安全・品質につきましては社内チェック体制の充実を図り、更なる向上を目指してまいります。

②国内事業基盤の拡充と海外事業展開の推進

当社グループの現在の事業基盤は国内企業からの業務受託が中心となっております。主要顧客の中には当社の創業・設立初期より半世紀以上にも亘って継続的に業務を受託している顧客もございます。そのため今後につきましても、現在の主要取引を中心に、国内企業の生産工程支援や物流業務を更に拡充させていくことが、当社事業の経営基盤を堅実なものとするために重要であると認識しております。

一方で今後の世界的な経済動向を鑑みますと、国内企業の海外生産へのシフトや海外企業の台頭の蓋然性は高まりつつあると認識しております。そのため当社グループにおきましても、国内企業の海外ビジネス展開のサポートや海外企業に対するソリューション提供により一層注力するため、海外子会社の新設等を進めてまいります。

③グループ経営管理体制の強化

当社グループは、関係会社59社（うち連結子会社38社）で形成されており、また当社単体でも約140箇所の営業所を有しております。そのため、営業所及び営業所を統括する支店・関係会社（以下、支店・関係会社等）から当社本部機能への報告ならびに当社本部機能からの指示が円滑になされることが、グループ経営を効率的かつ有効に進める上で必要と考えております。現在においても、支店・関係会社等の状況については、月次報告会における月次概況報告を通して円滑な情報交換等がなされていると認識しておりますが、今後も更に管理体制を強化させるべく、本部機能の充実を実施してまいります。

④組織的営業力の強化

当社グループでは、当社ならびに当社関係会社がそれぞれ顧客の所在地や業務内容を踏まえた営業活動を推進しております。今後の当社グループの成長のためには、当社事業本部と支店・関係会社等とでの連携を強化し、顧客ニーズに合ったソリューションを提案することで、収益機会を逃さないことが必要であると認識しております。そのため、今後も事業本部と支店・関係会社等での情報共有に努め、当社グループとしての組織的な営業活動を推進してまいります。

⑤人材の確保・育成・適正配置

当社グループの業務遂行にあたっては、顧客の業種や製・商品特性によっては専門的な知見が必要となってまいります。そのため、必要な人材の確保ならびに育成は業務遂行上重要なものと認識しております。必要に応じ、採用活動ならびにグループ内の研修を通じたノウハウの伝達等によって人材の確保・育成に努めてまいります。

また、業務を効率的に推進する上では当社グループの人材の特性等を考慮し適切に配置することも重要と考えております。特に、各営業所における勤務時間の状況や個々人の業務に対する知見等を勘案し、機動的な対応をとることで、効率的な配置を行ってまいります。

⑥コンプライアンスの充実

当社グループが継続して顧客から業務を委託されるためには、社会的な信用を高める必要があると考えております。そのためには上記の安全・品質のみならず、コンプライアンスの充実が重要であると認識しております。そのため今後につきましても、当社業務遂行上必要な法律等の知識について、研修等を通じてグループ内で共有するとともに、その遵守状況を内部監査等でチェックし、体制強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第72期	第73期	第74期	第75期 (当連結会計年度)
売　上　高（百万円）	226,984	227,749	231,504	244,982
経常利益（百万円）	7,671	7,542	8,009	9,591
当期純利益（百万円）	2,723	3,978	4,369	5,439
１株当たり当期純利益	108円92銭	158円29銭	153円58銭	95円60銭
純　資　産（百万円）	62,195	70,752	74,997	84,742
総　資　産（百万円）	162,601	170,807	174,367	192,841

（注）当社は平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第72期	第73期	第74期	第75期 (当事業年度)
売　上　高（百万円）	168,922	167,908	171,171	178,140
経常利益（百万円）	5,060	4,487	7,316	5,529
当期純利益（百万円）	718	2,259	4,189	3,293
１株当たり当期純利益	28円75銭	89円88銭	147円26銭	57円89銭
純　資　産（百万円）	49,198	54,999	58,861	65,287
総　資　産（百万円）	135,933	142,093	144,799	158,030

（注）当社は平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社エコイノベーション	100	100.0	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
鳳テック株式会社	100	60.0	鋼材・鋼板ｺｲﾙの荷造及び梱包
ｺｳﾉｲｹ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ株式会社	80	100.0	一般貨物自動車運送、産業廃棄物収集運搬、自動車整備業
株式会社Kｸﾞﾗﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ	96	90.0	空港における航空便のｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ業務
株式会社Kスカイ	50	90.0	空港における航空便の旅客・航務業務
九州産交運輸株式会社	100	100.0	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
鴻池メディカル株式会社	100	100.0	滅菌代行、院内外物流ｼｽﾃﾑ設計・運用、医療用具の販売
関西陸運株式会社	87	100.0	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
此花運輸株式会社	45	100.0	一般貨物自動車運送、一般建設業
株式会社昭和倉庫	354	100.0	倉庫業、一般貨物自動車運送
日本空輸株式会社	100	100.0	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
ｺｳﾉｲｹ・ｼｯﾋﾟﾝｸﾞ株式会社	30	100.0	海運・貨物自動車利用運送
ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	10	100.0	金融業、不動産業
	千米ﾄﾞﾙ		
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.	52,989	100.0	貨物倉庫保管、配送業務

(注)当社は、平成26年５月１日付で、九州産交運輸株式会社の全株式を取得し、子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 複合ソリューション事業

得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。

② 国内物流事業

冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。

③ 国際物流事業

国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

当社	本社	大阪市中央区備後町二丁目６番８号
	支社	東京都港区虎ノ門三丁目17番１号
	支店	大阪港(大阪市)、国際物流関西(大阪市)、国際物流関東(東京都港区)、定温物流(越谷市)、関西(大阪市)、和歌山（和歌山市）、鹿島（鹿嶋市）、西日本(大阪市)、東海(名古屋市)、関東中央(東京都台東区)、東日本(東京都新宿区)、関西中央（大阪市）、関東(千葉市)
株式会社ｴｺｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
鳳テック株式会社	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
ｺｳﾉｲｹ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ株式会社	本社	和歌山市栄谷２番地の１
	支店	鹿島（神栖市）
株式会社Kｸﾞﾗﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ	本社	大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
株式会社Kスカイ	本社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
九州産交運輸株式会社	本社	熊本市南区流通団地二丁目20番３号
	センター	大阪（神戸市）、北九州、福岡、中九州医薬（小郡市）、佐賀、長崎、熊本（上益城郡）、大分、宮崎、鹿児島
鴻池メディカル株式会社	本社	東京都千代田区有楽町一丁目６番４号
	営業所	札幌、秋田（由利本荘市）、宮城（黒川郡）、栃木（芳賀郡）、埼玉（戸田市）、東京（東京都墨田区）、千葉（市原市）、名古屋（一宮市）、大阪（堺市）、兵庫（明石市）、広島（安芸郡）、関門（下関市）、福岡
関西陸運株式会社	本社	香川県さぬき市昭和121番地20
	営業所	西大阪（大阪市）、北大阪（摂津市）、高松（さぬき市）、坂出、岡山（倉敷市）、松山（東温市）
此花運輸株式会社	本社	名古屋市中村区上ノ宮町一丁目24番地
	支社	岐阜（羽島郡）
株式会社昭和倉庫	本社	岡山市北区大内田725番地
日本空輸株式会社	本社	東京都大田区大森北一丁目22番９号
	支店	東京（東京都品川区）、東京生鮮（東京都大田区）、名古屋、大阪、九州（福岡市）
ｺｳﾉｲｹ・ｼｯﾋﾟﾝｸﾞ株式会社	本社	東京都港区虎ノ門三丁目17番１号
	支店	大阪
ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	本社	大阪市中央区備後町二丁目６番８号
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	本社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON,CA 90744 U.S.A.

(注)1.鳳テック株式会社は、平成26年10月１日付で茨城県鹿嶋市光３番地に移転いたしました。
2.関西陸運株式会社は、平成26年11月１日付で香川県さぬき市昭和121番地20に移転いたしました。

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,462（9,768）名	655名増

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,690（6,258）名	267名増	40歳４カ月	11年３カ月

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,950百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,650百万円
株式会社みずほ銀行	1,900百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　132,917,764株

(2) 発行済株式の総数　　28,449,601株（自己株式 18株を含む）

(3) 株主数　　3,515名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鴻池運輸従業員持株会	2,811,446株	9.88%
江之子島商事株式会社	2,520,444株	8.85%
新日鐵住金株式会社	2,451,359株	8.61%
鴻池忠彦	1,882,670株	6.61%
大手町建物株式会社	1,799,137株	6.32%
鴻池一季	1,741,297株	6.12%
株式会社三井住友銀行	1,240,011株	4.35%
大阪瓦斯株式会社	1,124,456株	3.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	771,600株	2.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	727,500株	2.55%

(注)1. 持株比率は自己株式（18株）を控除して計算しております。
2. 大手町建物株式会社は、平成27年４月１日付で銀泉株式会社に吸収合併されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年２月13日開催の取締役会において、平成27年４月１日付で普通株式１株を２株に株式分割することを決議し、あわせて発行可能株式総数について当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は227,596,808株に、発行済株式の総数は56,899,202株となりました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻　卓史		
代表取締役社長	鴻池忠彦		大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社 代表取締役副社長
取締役副社長	藤原一見	営業統轄本部本部長、東京支社長	
代表取締役兼専務執行役員	清水正義	本社統轄本部本部長	ｺｳﾉｲｹ・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社 代表取締役
取締役兼専務執行役員	水谷吉紀	鉄鋼事業本部本部長	
取締役兼常務執行役員	相羽和男	海外事業本部本部長、国際貨物部長	まるま運輸株式会社 社外取締役 住和港運株式会社 社外取締役
取締役兼執行役員	川島利方	食品事業本部本部長	
取締役兼執行役員	中山英治	生活関連事業本部本部長	
社外取締役	天江喜七郎		ＫＤＤＩ株式会社 社外監査役
監査役（常勤）	今田光正		
監査役（常勤）	藤井昭夫		
社外監査役	舩橋晴雄		ｼﾘｳｽ・ｲﾝｽﾃｨﾃｭｰﾄ株式会社 代表取締役 第一生命保険株式会社 社外取締役 ｹﾈﾃﾞｨｸｽ株式会社 社外監査役 株式会社ﾊﾟｿﾅｸﾞﾙｰﾌﾟ 社外監査役 ＥＰＳﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 社外監査役

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
社外監査役	木　村　直　樹		松本油脂製薬株式会社 代表取締役社長 松本興産株式会社 代表取締役社長

(注)1. 取締役天江喜七郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ております。
2. 監査役船橋晴雄氏及び同木村直樹氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が21名（平成27年３月31日現在）おります。
4. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
水谷吉紀	取締役兼常務執行役員 鉄鋼事業本部本部長	取締役兼専務執行役員 鉄鋼事業本部本部長	平成26年４月１日
藤井昭夫	取締役兼執行役員 経営企画本部本部長、 経営企画部長	取締役 社長付	平成26年４月１日
相羽和男	取締役兼常務執行役員 海外事業本部本部長	取締役兼常務執行役員 海外事業本部本部長、 国際貨物部長	平成26年11月24日

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤井昭夫	平成26年６月25日	任期満了	取締役 社長付
垣内義夫	平成26年６月25日	辞　　任	監査役（常勤）
木寺徹二	平成26年６月25日	辞　　任	監査役（常勤）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　員　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	10名	395百万円
監　査　役	６名	63百万円
合　　計	16名	459百万円

(注)1. 上記には、平成26年６月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役２名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成23年６月24日開催の第71回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額８億円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、平成19年６月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額１億円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額のうち社外役員３名の報酬等の総額は28百万円であります。
5. 上記の報酬等の額には、以下の当事業年度に係る役員退任慰労金引当金繰入額を含んでおります。
・取締役９名に対し40百万円
・監査役４名に対し５百万円
（うち社外役員３名に対し、２百万円）
6. 上記のほか、平成19年６月27日開催の第67回定時株主総会、平成23年９月30日開催の臨時株主総会、平成26年６月25日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、役員退任慰労金を下記のとおり支給しております。

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
退　任　取　締　役	３名	37百万円
退　任　監　査　役	３名	21百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

地位	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	天江 喜七郎	ＫＤＤＩ株式会社	社外監査役
社外監査役	舩橋 晴雄	ｼﾘｳｽ・ｲﾝｽﾃｨﾃｭｰﾄ株式会社 第一生命保険株式会社 ｹﾈﾃﾞｨｸｽ株式会社 株式会社ﾊﾟｿﾅｸﾞﾙｰﾌﾟ ＥＰＳﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社	代表取締役 社外取締役 社外監査役 社外監査役 社外監査役
社外監査役	木村 直樹	松本油脂製薬株式会社 松本興産株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長

(注)1. 木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第75期においてその規模は、当社の売上高の0.01%であり、同氏の社外監査役としての客観的・公正中立な判断に影響を及ぼすものではございません。

2. その他各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	活動内容
社外取締役	天江 喜七郎	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	舩橋 晴雄	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会13回のうち11回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	木村 直樹	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会13回のうち13回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である連結子会社の内部統制構築支援業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

基本的な考え方

当社は、KONOIKEグループ経営理念「KONOIKEグループは、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指します。」を実現するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）から成るKONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「KONOIKEグループ行動指針」において「私たちは法令や社会規範を守り、礼節を重んじ品格ある行動をします。」と定められていることに基づき、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定し、法令・定款及び企業倫理の遵守の徹底に取り組みます。

(2)「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。

(3)「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同委員会の委員の内１名は社外の有識者とします。

(4)内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役及び監査役に報告します。

(5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。

(2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。

(3)「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、同規程に基づき「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図ります。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、「リスクマネジメント委員会」を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあるリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。

(2)事業上のリスクは、①事業継続リスク②資産保全リスク③業務運営リスクの３つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け、それぞれのリスクについて「リスクマネジメント委員会」で適切な管理を実施します。

(3)「事業継続計画（BCP）」を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。

(2)取締役会を原則毎月開催し、取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、経営会議規程を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。

(3)取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

５．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①「関係会社管理規程」において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。

②定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会又は当社取締役への報告を義務づけます。

(2)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当社グループが共有する「リスクマネジメント規程」を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

②当社内に設置される「リスクマネジメント委員会」は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。

③当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の「事業継続計画（BCP）」を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。

また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。

②当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック（マニュアル）」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。

②当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。

③当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

④当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対する年一回の内部監査を実施します。

⑤当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。

⑥当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めます。

⑦当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

6．監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。

(2)監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。

(3)当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

7．当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(2)当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

(3)当社の内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく監査役に対し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。
(4)当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

8．監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は、「監査役会規則」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
(2)「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに監査役に報告します。
また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。

9．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
(2)当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
(3)当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。
(4)監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。

7．会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社ならびにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社

の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記(1)の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記(2)のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記(3)の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の３点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

（ⅰ）当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。

（ⅱ）当社グループは、総合物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

（ⅲ）当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成25年３月期（平成24年度）を初年度とし、平成27年３月期（平成26年度）を最終年度とする３ヵ年間の中期経営計画「エクスプレス計画Vol.2　2012年度～2014年度」（以下「本中期経営計画」といいます）を策定し、当事業年度は最終年度であります。当事業年度は、売上高2,449億円、営業利益93億円、ＲＯＥ（株主資本利益率）6.9%となりました。

また、本中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、本中期経営計画におきましては、医療関連サービス、ファッション＆アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの４つの事業を最注力４分野と位置付け、重点的に強化することを企図すると共に、経営効率化を更に推進いたしました。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役１名を選任すると共に、定款で取締役の任期を１年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保する等、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指すことを配当政策の基本方針としてまいりました。

今後はこの方針に加えて、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様に支援して頂けるよう、業績・収益状況に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えており、配当性向を平成26年３月期（平成25年度）から３年間で概ね30％程度まで高めることを目標としております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年８月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定いたしました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認を頂いております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年８月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95）をご参照下さい。

(1) 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、（ⅰ）大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、（ⅱ）当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、（ⅲ）株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

(2) 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の①から③までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

③ 当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供して頂きます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものといたします。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

（ⅰ）大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することといたします。

（ⅱ）大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといたします。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものといたします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものといたします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものといたします。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。但し、かかる有効期間前であっても、（ⅰ）当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は（ⅱ）独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

(3) 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①　企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②　事前開示・株主意思の原則、③　必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年３月７日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、平成26年６月25日開催の当社第74回定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様の賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとし、当該総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。

(e) 本プランが１回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は１年であり、１回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることになります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

④ 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記②の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤　上記③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記③(1)及び(3)(b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記③(3)記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

(1)　基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

(2)　当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり22円50銭とさせて頂きます。

この結果、平成26年12月５日に実施の中間配当金（１株当たり22円50銭）を含む当事業年度の年間配当金は、１株当たり45円となります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**74,919**	**流動負債**	**48,764**
現金及び預金	26,746	支払手形及び買掛金	13,917
受取手形及び売掛金	41,603	短期借入金	2,788
未成工事支出金	84	１年内返済予定の長期借入金	5,344
貯蔵品	973	未払費用	9,052
繰延税金資産	2,386	未払法人税等	2,279
短期貸付金	289	その他	15,382
その他	2,925	**固定負債**	**59,334**
貸倒引当金	△89	社債	20,000
固定資産	**117,921**	長期借入金	14,236
有形固定資産	**95,752**	繰延税金負債	558
建物及び構築物	37,902	再評価に係る繰延税金負債	2,119
機械装置及び運搬具	6,996	退職給付に係る負債	16,278
土地	41,140	役員退任慰労金引当金	1,978
リース資産	2,366	厚生年金基金解散損失引当金	122
建設仮勘定	6,378	その他	4,039
その他	966	**負債合計**	**108,099**
無形固定資産	**4,021**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**18,148**	**株主資本**	**84,228**
投資有価証券	10,193	資本金	1,688
長期貸付金	352	資本剰余金	755
繰延税金資産	2,626	利益剰余金	81,784
退職給付に係る資産	41	自己株式	△0
その他	5,113	**その他の包括利益累計額**	**△1,304**
貸倒引当金	△177	その他有価証券評価差額金	3,258
資産合計	**192,841**	土地再評価差額金	△4,570
		為替換算調整勘定	2,259
		退職給付に係る調整累計額	△2,251
		少数株主持分	**1,818**
		純資産合計	**84,742**
		負債・純資産合計	**192,841**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		244,982
売上原価		223,852
売上総利益		**21,129**
販売費及び一般管理費		11,768
営業利益		**9,361**
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	208	
貸倒引当金戻入額	7	
投資有価証券評価損戻入益	56	
為替差益	96	
その他	241	717
営業外費用		
支払利息	397	
社債発行費	56	
その他	33	486
経常利益		**9,591**
特別利益		
固定資産売却益	251	
その他	40	292
特別損失		
固定資産除売却損	268	
特別退職金	25	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	122	
その他	2	418
税金等調整前当期純利益		**9,464**
法人税、住民税及び事業税	3,815	
法人税等調整額	93	3,908
少数株主損益調整前当期純利益		**5,555**
少数株主利益		116
当期純利益		**5,439**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	1,688	755	75,287	△0	77,731
会計方針の変更による累積的影響額			2,099		2,099
遡及処理後当期首残高	1,688	755	77,387	△0	79,831
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,066		△1,066
当期純利益			5,439		5,439
土地再評価差額金の取崩			24		24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	4,397	―	4,397
平成27年３月31日残高	1,688	755	81,784	△0	84,228

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	**1,834**	**△4,767**	**459**	**△1,898**	**△4,372**	**1,638**	**74,997**
会計方針の変更による累積的影響額							**2,099**
遡及処理後当期首残高	**1,834**	**△4,767**	**459**	**△1,898**	**△4,372**	**1,638**	**77,096**
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,066
当期純利益							5,439
土地再評価差額金の取崩		△24			△24		―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,423	222	1,800	△353	3,093	179	3,272
連結会計年度中の変動額合計	1,423	197	1,800	△353	3,068	179	7,645
平成27年３月31日残高	**3,258**	**△4,570**	**2,259**	**△2,251**	**△1,304**	**1,818**	**84,742**

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社は38社あり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

㈱エコイノベーション、鳳テック㈱、コウノイケ・エキスプレス㈱、㈱Kグランドサービス、㈱Kスカイ、九州産交運輸㈱、鴻池メディカル㈱、関西陸運㈱、此花運輸㈱、㈱昭和倉庫、日本空輸㈱、コウノイケ・シッピング㈱、コウノイケ・ビジネスマネージメント㈱、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.

当連結会計年度より、九州産交運輸㈱及びANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYを株式取得により子会社化したため、九州産交運輸㈱と同社子会社である㈱産交運輸物流サービス、ANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYの３社を連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたコウノイケ・クール・ロジスティクス東北㈱は清算したため、連結の範囲から除いております。

② 主要な非連結子会社は次のとおりであります。

KONOIKE TRANSPORT ＆ ENGINEERING(S)PTE.,LTD.

非連結子会社は資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金等基準の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な非連結子会社は次のとおりであります。

KONOIKE TRANSPORT ＆ ENGINEERING(S)PTE.,LTD.

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.他11社　12月31日

決算日が12月31日の連結子会社については、連結計算書類の作成に当たり、同決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価があるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法を（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価がないものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(5) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	４年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退任慰労金引当金

当社及び一部の国内子会社は役員（執行役員含む）の退任慰労金支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における執行役員に係る退任慰労金引当金の金額は、212百万円であります。

③ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生日以後７年間または14年間の定額法による償却を行っております。

(10) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

（イ）退職給付見込額の帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

④ 金額の記載方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額に反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が3,542百万円減少し、利益剰余金が2,099百万円増加しております。また当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前利益はそれぞれ154百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額はそれぞれ、38円63銭、１円72銭増加しております。

３．追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.2％にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は以下のとおりであります。

繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の減少	379百万円
再評価に係る繰延税金負債の減少	221百万円
固定資産圧縮積立金の増加	81百万円
その他有価証券評価差額金の増加	158百万円
退職給付に係る調整累計額の減少	108百万円
土地再評価差額金の増加	221百万円
法人税等調整額の増加	430百万円

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,206百万円
土地	1,449百万円
現金及び預金	30百万円
合計	2,685百万円

担保に係る債務

短期借入金	675百万円
１年内返済予定の長期借入金	79百万円
長期借入金	883百万円
買掛金	24百万円
その他	24百万円
合計	1,687百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　104,413百万円

(3) 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入に対し、保証を行っております。

青海流通センター㈱	6百万円
（当社の他14社による連帯保証、総額224百万円）	
大阪港総合流通センター㈱	48百万円
（当社の他７社による連帯保証、総額318百万円）	
神戸港島港運協同組合	65百万円
（佐野運輸㈱の他３社による連帯保証、総額260百万円）	
協同組合東京海貨センター	11百万円
従業員	0百万円
合計	132百万円

(4) 土地の再評価

当社において「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△6,086百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

連結会計年度末日における発行済株式の数　　28,449,601株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年５月14日 取締役会	普通株式	426	15.00	平成26年３月31日	平成26年６月26日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	640	22.50	平成26年９月30日	平成26年12月５日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年５月15日 取締役会	普通株式	640	22.50	平成27年３月31日	平成27年６月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)現金及び預金	26,746	26,746	－
(2)受取手形及び売掛金	41,603	41,603	－
(3)投資有価証券	8,902	8,902	－
(4)支払手形及び買掛金	(13,917)	(13,917)	－
(5)短期借入金	(2,788)	(2,788)	－
(6)社債	(20,000)	(19,979)	20
(7)長期借入金	(19,580)	(19,631)	(50)

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

① 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債、(7)長期借入金

社債と長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,291百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,457円39銭

(2) １株当たり当期純利益金額　95円60銭

（注）当社は平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

８.企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

１.株式取得による九州産交運輸株式会社の子会社化

当社は、平成26年５月１日付で、トールエクスプレスジャパン株式会社が保有する九州産交運輸株式会社の全株式（発行済株式の100.0%）を取得いたしました。これに伴い、九州産交運輸株式会社の子会社である株式会社産交運輸物流サービスも当社の子会社（孫会社）となります。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

（イ）　名称　九州産交運輸株式会社

事業内容　一般貨物自動車運送事業、鉄道・航空利用運送事業、通関業、倉庫業等

（ロ）　名称　株式会社産交運輸物流サービス

事業内容　一般貨物自動車運送事業、生保・損保保険代理店業

②企業結合を行った主な理由

当社の成長戦略における重点分野の１つである医療関連事業の強化を主たる目的にしたもので、九州産交運輸株式会社がもつ医薬品輸送の技術及び実績と、当社がこれまで推進してきた院内物流や医療機器物流といったサービスを組み合わせることで、より効率的な医療物流モデルを構築していくことを目指してまいります。

③企業結合日

平成26年６月30日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

九州産交運輸株式会社

株式会社産交運輸物流サービス

⑥取得した議決権比率

100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成26年７月１日から平成27年３月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式の対価	2,006百万円
取得に要した費用	アドバイザリー費用等	51百万円
取得原価		2,057百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①発生したのれんの金額
812百万円
②発生原因
取得原価が、被取得企業の資産及び負債を企業結合日の時価で算定した金額（純額）を上回ることにより発生しております。
③償却期間及び方法
７年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債ならびにその主な内訳

流動資産	1,197百万円
固定資産	1,907百万円
資産合計	3,104百万円
流動負債	993百万円
固定負債	866百万円
負債合計	1,859百万円

２.株式取得によるANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYの子会社化について

当社は、平成26年６月11日付で、当社ならびに当社の100％子会社であるコウノイケ・シッピング株式会社及びKONOIKE TRANSPORT AND ENGINEERING(H.K.)LIMITED.と共同でベトナムのANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYの全株式（発行済株式数の100％）を取得いたしました。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

（イ）　名称　　ANPHA-AG JOINT STOCK COMPANY

事業内容　冷凍冷蔵食品の入出庫・保管

②企業結合を行った主な理由

当社の成長戦略における重点分野の１つである定温物流サービスの強化を主たる目的にしたもので、当社グループがベトナムで培ってきた20年の事業基盤の上にANPHA-AG JOINT STOCK COMPANY社の実績を併せ持つことにより、ベトナム国内での倉庫事業及び輸送事業の拡大や輸出入事業の取り込みを図るとともに、当社が日本・米国・タイ・中国に保有する冷凍冷蔵倉庫や、各国の国際物流拠点と連携した一貫輸送サービスの提供といった当社グループの総合力を生かした顧客サービスの充実を目指してまいります。

③企業結合日

平成26年６月30日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

ANPHA-AG JOINT STOCK COMPANY

⑥取得する議決権比率

100.0％（間接所有割合2.0％を含む）

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社及び当社の100％子会社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2)当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年７月１日から平成26年12月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式の対価	50,910百万ＶＮＤ 246百万円
取得に要した費用	アドバイザリー費用等	74百万円
取得原価		321百万円

１ＶＮＤ＝0.0047円（平成26年６月30日現在）で換算しております。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

288百万円

②発生原因

取得原価が、被取得企業の資産及び負債を企業結合日の時価で算定した金額（純額）を上回ることにより発生しております。

③償却期間及び方法

14年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債ならびにその主な内訳

流動資産	42百万円
固定資産	1,028百万円
資産合計	1,070百万円
流動負債	993百万円
固定負債	43百万円
負債合計	1,037百万円

９．重要な後発事象に関する注記

平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

平成27年４月１日をもって普通株式１株につき２株に分割します。

（１）分割により増加する株式数

普通株式　　28,449,601株

（２）分割方法

平成27年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき２株の割合をもって分割します。

なお、「１株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**53,534**	**流動負債**	**42,648**
現金及び預金	14,904	支払手形	2,657
受取手形	1,187	買掛金	13,929
電子記録債権	2,991	短期借入金	4,000
売掛金	29,297	１年内返済予定の長期借入金	2,308
未成工事支出金	81	リース債務	264
貯蔵品	595	未払金	4,124
繰延税金資産	1,930	未払費用	7,102
短期貸付金	1,163	未払法人税等	1,298
その他	1,421	預り金	363
貸倒引当金	△37	設備支払手形	3,456
固定資産	**104,495**	その他	3,143
有形固定資産	**69,383**	**固定負債**	**50,093**
建物	23,649	社債	20,000
構築物	659	長期借入金	13,200
機械及び装置	2,920	リース債務	1,125
車両運搬具	2,390	再評価に係る繰延税金負債	2,119
工具、器具及び備品	765	退職給付引当金	10,056
土地	31,404	役員退任慰労金引当金	1,879
リース資産	1,317	資産除去債務	676
建設仮勘定	6,277	その他	1,035
無形固定資産	**1,880**	**負債合計**	**92,742**
借地権	523	**純資産の部**	
ソフトウェア	1,250	**株主資本**	**66,786**
ソフトウェア仮勘定	99	**資本金**	**1,688**
その他	7	**資本剰余金**	**896**
投資その他の資産	**33,231**	資本準備金	896
投資有価証券	8,966	**利益剰余金**	**64,201**
関係会社株式	17,888	利益準備金	427
出資金	1	その他利益剰余金	63,774
関係会社出資金	1,977	固定資産圧縮積立金	1,622
長期貸付金	181	別途積立金	48,080
関係会社長期貸付金	1,279	繰越利益剰余金	14,071
繰延税金資産	1,120	**自己株式**	**△0**
差入保証金	2,425	**評価・換算差額等**	**△1,498**
その他	518	その他有価証券評価差額金	3,072
貸倒引当金	△1,127	土地再評価差額金	△4,570
資産合計	**158,030**	**純資産合計**	**65,287**
		負債・純資産合計	**158,030**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		178,140
売上原価		165,478
売上総利益		**12,661**
販売費及び一般管理費		7,370
営業利益		**5,291**
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	338	
為替差益	159	
投資有価証券評価損戻入益	50	
その他	135	704
営業外費用		
支払利息	195	
社債利息	130	
社債発行費	56	
貸倒引当金繰入額	26	
その他	58	467
経常利益		**5,529**
特別利益		
固定資産売却益	165	
その他	11	177
特別損失		
固定資産除売却損	149	
その他	0	149
税引前当期純利益		**5,557**
法人税、住民税及び事業税	2,215	
法人税等調整額	47	2,263
当期純利益		**3,293**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日残高	**1,688**	**896**	**896**	**427**	**1,508**	**48,080**	**9,322**	**59,338**	**△0**	**61,922**
会計方針の変更による累積的影響額							2,612	2,612		2,612
遡及処理後当期首残高	**1,688**	**896**	**896**	**427**	**1,508**	**48,080**	**11,934**	**61,950**	**△0**	**64,534**
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,066	△1,066		△1,066
当期純利益							3,293	3,293		3,293
圧縮積立金の積立					34		△34	－		－
実効税率変更に伴う影響額					80		△80	－		－
土地再評価差額金の取崩							24	24		24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	114	－	2,137	2,251	－	2,251
平成27年３月31日残高	**1,688**	**896**	**896**	**427**	**1,622**	**48,080**	**14,071**	**64,201**	**△0**	**66,786**

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	**1,706**	**△4,767**	**△3,061**	**58,861**
会計方針の変更による累積的影響額				2,612
遡及処理後当期首残高	**1,706**	**△4,767**	**△3,061**	**61,473**
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,066
当期純利益				3,293
圧縮積立金の積立				－
実効税率変更に伴う影響額				－
土地再評価差額金の取崩		△24	△24	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,365	221	1,587	1,587
事業年度中の変動額合計	1,365	197	1,563	3,814
平成27年３月31日残高	**3,072**	**△4,570**	**△1,498**	**65,287**

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価があるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法を（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価がないものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	10年～30年
機械及び装置	５年～17年
車両運搬具	４年～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ、発生年度の翌事業年度より費用処理しております。

③ 役員退任慰労金引当金

役員（執行役員含む）の退任慰労金支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当事業年度末における執行役員に係る退任慰労金引当金の金額は212百万円であります。

（４）収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（５）外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（６）その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

④ 金額の記載方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,055百万円減少し、繰越利益剰余金が2,612百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ159百万円増加しております。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額はそれぞれ、47円72銭及び１円81銭増加しております。

３．追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.2％にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は以下のとおりであります。

繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の減少	263百万円
再評価に係る繰延税金負債の減少	221百万円
固定資産圧縮積立金の増加	80百万円
その他有価証券評価差額金の増加	152百万円
土地再評価差額金の増加	221百万円
法人税等調整額の増加	416百万円

４．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産

建物	197百万円
合計	197百万円

担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	8百万円
合計	8百万円

（２）有形固定資産の減価償却累計額　78,995百万円

（３）保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入等に対し、保証を行っております。

①銀行借入金に対する債務保証

青海流通センター㈱	6百万円
（当社の他14社による連帯保証、総額224百万円）	
大阪港総合流通センター㈱	48百万円
（当社の他７社による連帯保証、総額318百万円）	
㈱エコイノベーション	2,944百万円
日本空輸㈱	312百万円
関西陸運㈱	22百万円
従業員	0百万円
合計	3,334百万円

②その他の借入金に対する債務保証

鴻池メディカル㈱	1,245百万円
関西陸運㈱	711百万円
日本空輸㈱	516百万円
九州産交運輸㈱	200百万円
㈱昭和倉庫	150百万円
鴻池ロジスティクス・ネットワーク㈱	70百万円
前川運輸㈱	70百万円
合計	2,962百万円

③代理店として販売する航空業の仕入代保証

日本空輸㈱	299百万円
合計	299百万円

④賃貸借契約に対する債務保証

日本空輸㈱	66百万円
鴻池メディカル㈱	65百万円
合計	132百万円

（4）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,492百万円
短期金銭債務	10,977百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,070百万円
仕入高	7,299百万円
営業取引以外の取引高	64百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末日における自己株式の数	18株

7．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	1,690百万円
退職給付引当金	3,231百万円
役員退任慰労金引当金	605百万円
固定資産減損損失	1,224百万円
資産除去債務	261百万円
投資有価証券	1,199百万円
その他	748百万円
小計	8,960百万円
評価性引当額	△3,607百万円
繰延税金資産合計	5,353百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△771百万円
有形固定資産（資産除去債務）	△71百万円
その他有価証券評価差額金	△1,460百万円
繰延税金負債合計	△2,302百万円
繰延税金資産の純額	**3,051百万円**

(注)当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,930百万円
固定資産－繰延税金資産	1,120百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6%
住民税均等割	3.2%
評価性引当額の減少	△1.8%
控除税額	△5.8%
税率変更による差異	7.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7%

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。

(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	545	339	206
機械及び装置	991	666	324
工具、器具及び備品	106	71	34
合計	1,643	1,077	565

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

（２）未経過リース料期末残高相当額

１年内	123百万円
１年超	442百万円
合計	565百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

（３）支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	123百万円
減価償却費相当額	123百万円

（４）減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

９．関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	コウノイケ・ビジネスマネージメント㈱	大阪市中央区	10百万円	金融業	（所有）100.00%	当社グループの資金運用	ファクタリング取引（注）①	23,493	買掛金及び未払金	7,666
						役員兼任１名	金銭借入取引（注）②	500	短期借入金	2,500

（注）１．上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

①買掛金及び未払金については、当社、当社の仕入先、コウノイケ・ビジネスマネージメント㈱の三社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。

②コウノイケ・ビジネスマネージメント㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

10. １株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　1,147円43銭

（２）１株当たり当期純利益金額　　57円89銭

（注）当社は平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

平成27年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

平成27年４月１日をもって普通株式１株につき２株に分割します。

（１）分割により増加する株式数

普通株式　　28,449,601株

（２）分割方法

平成27年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき２株の割合をもって分割します。

なお、「１株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉　村　祥二郎㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　目　細　　実㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成26年４月1日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　村　祥二郎㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

鴻池運輸株式会社 監査役会

監　査　役（常勤）　今田　光正㊞

監　査　役（常勤）　藤井　昭夫㊞

社外監査役　舩橋　晴雄㊞

社外監査役　木村　直樹㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するとともに、一部号数の繰下げを行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠役員の選任に関する会社法の規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． 〜　（条文省略） 40. （新　設） 41.　（条文省略）	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． 〜　（現行どおり） 40. 41. 特定信書便事業 42.　（現行どおり）
第３条 〜　（条文省略） 第28条	第３条 〜　（現行どおり） 第28条
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　（条文省略） ③　当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④　（条文省略）	（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　（現行どおり） ③　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④　（現行どおり）
第30条 〜　（条文省略） 第43条	第30条 〜　（現行どおり） 第43条

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	辻（つじ）　卓史（たかし） （昭和17年10月３日生）	昭和41年４月　宇部興産株式会社入社 昭和58年10月　当社入社 常任顧問 昭和58年12月　当社専務取締役 昭和62年12月　当社代表取締役副社長 平成元年12月　当社代表取締役社長 平成12年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る）	331,920株
2	鴻池（こうのいけ）　忠彦（ただひこ） （昭和28年11月７日生）	昭和51年４月　株式会社鴻池組入社 昭和56年４月　当社入社 昭和58年12月　当社常務取締役 昭和62年12月　当社専務取締役 平成元年12月　当社代表取締役副社長 平成15年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社 代表取締役副社長	3,765,340株
3	藤原（ふじわら）　一見（かずみ） （昭和22年11月17日生）	昭和45年４月　当社入社 平成６年７月　当社京浜港支店長 平成11年12月　当社取締役 平成15年６月　当社常務取締役 平成18年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成19年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成23年９月　当社取締役副社長 平成25年６月　当社取締役副社長 営業統轄本部本部長、東京支社長 （現在に至る）	43,150株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	清水正義（しみずただよし） （昭和26年２月27日生）	昭和48年４月　当社入社 平成12年７月　当社財務部長 平成15年６月　当社執行役員 平成18年６月　当社取締役兼執行役員 平成19年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成24年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成25年６月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成27年４月　当社代表取締役副社長 本社統轄本部本部長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ｺｳﾉｲｹ･ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ株式会社 代表取締役	32,000株
5	水谷吉紀（みずたによしのり） （昭和26年４月13日生）	昭和50年４月　当社入社 平成14年４月　当社大阪西支店長 平成17年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役兼執行役員 平成23年９月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成26年４月　当社取締役兼専務執行役員 鉄鋼事業本部本部長 （現在に至る）	27,000株
6	相羽和男（あいばかずお） （昭和28年３月19日生）	昭和50年４月　当社入社 平成14年７月　当社国際物流関東支店長 平成16年６月　当社執行役員 平成23年９月　当社取締役兼常務執行役員 平成27年４月　当社取締役兼常務執行役員 海外事業本部本部長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 まるま運輸株式会社 社外取締役 住和港運株式会社 社外取締役	27,000株
7	川島利方（かわしまとしかた） （昭和31年６月25日生）	昭和55年４月　当社入社 平成19年７月　当社北関東支店長 平成21年６月　当社西日本支店長 平成23年９月　当社食品事業本部部長 平成24年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役兼執行役員 平成27年４月　当社取締役兼常務執行役員 食品事業本部本部長 （現在に至る）	25,000株
8	中山英治（なかやまえいじ） （昭和33年10月29日生）	昭和56年４月　当社入社 平成20年10月　当社大阪西支店長 平成21年６月　当社東海支店長 平成24年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役兼執行役員 生活関連事業本部本部長 （現在に至る）	13,800株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
9	天江（あまえ）　喜七郎（きしちろう） （昭和18年12月26日生）	昭和42年４月　外務省入省 昭和59年７月　外務省大臣官房国際報道課長 昭和60年５月　外務省国際連合局国連政策課長 昭和62年10月　在大韓民国日本大使館参事官 平成２年11月　在ｿﾋﾞｴﾄ連邦（現　ﾛｼｱ）日本大使館公使 平成６年２月　外務省大臣官房審議官 平成７年２月　在ﾎﾉﾙﾙ総領事 平成10年１月　外務省中近東ｱﾌﾘｶ局長 平成12年１月　在ｼﾘｱ特命全権大使 平成14年９月　在ｳｸﾗｲﾅ兼ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ特命全権大使 平成17年11月　関西担当特命全権大使 平成18年11月　外務省参与 平成21年１月　公益財団法人国立京都国際会館館長・常任理事 平成23年３月　当社社外取締役 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ＫＤＤＩ株式会社 社外監査役	0株

（注）１．取締役候補者鴻池忠彦氏は、大阪港総合流通ｾﾝﾀｰ株式会社代表取締役副社長を兼務し、同社は当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。
なお、当社は同社に対し債務保証及び融資を行っております。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．天江喜七郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

３．天江喜七郎氏につきましては、これまでの大使等としての豊富な経験と幅広い見識をいかして客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。

４．天江喜七郎氏の当社の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年３ヶ月であります。

５．天江喜七郎氏は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しておりますが、同氏が選任されますと同契約を継続する予定であります。

第３号議案　役員退任慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は経営改革の一環として、平成27年５月15日開催の取締役会において役員退任慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第２号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役９名及び在任中の監査役４名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で役員退任慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、それぞれの退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退任慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
辻（つじ）　卓史（たかし）	昭和58年12月　当社専務取締役 昭和62年12月　当社代表取締役副社長 平成元年12月　当社代表取締役社長 平成12年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る）
鴻池（こうのいけ）　忠彦（ただひこ）	昭和58年12月　当社常務取締役 昭和62年12月　当社専務取締役 平成元年12月　当社代表取締役副社長 平成15年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る）
藤原（ふじわら）　一見（かずみ）	平成11年12月　当社取締役 平成15年６月　当社常務取締役 平成18年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成19年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成23年９月　当社取締役副社長 （現在に至る）
清水（しみず）　正義（ただよし）	平成18年６月　当社取締役兼執行役員 平成19年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成24年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成25年６月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成27年４月　当社代表取締役副社長 （現在に至る）
水谷（みずたに）　吉紀（よしのり）	平成24年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成26年４月　当社取締役兼専務執行役員 （現在に至る）

氏名（ふりがな）	略歴
相羽和男（あいばかずお）	平成23年９月　当社取締役兼常務執行役員 （現在に至る）
川島利方（かわしまとしかた）	平成26年６月　当社取締役兼執行役員 平成27年４月　当社取締役兼常務執行役員 （現在に至る）
中山英治（なかやまえいじ）	平成26年６月　当社取締役兼執行役員 （現在に至る）
天江喜七郎（あまえきしちろう）	平成23年３月　当社社外取締役 （現在に至る）
今田光正（いまだみつまさ）	平成26年６月　当社監査役（常勤） （現在に至る）
藤井昭夫（ふじいあきお）	平成26年６月　当社監査役（常勤） （現在に至る）
舩橋晴雄（ふなばしはるお）	平成18年６月　当社社外監査役 （現在に至る）
木村直樹（きむらなおき）	平成21年６月　当社社外監査役 （現在に至る）

第４号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

今般の役員報酬制度の見直しによる役員退任慰労金制度の廃止ならびに諸般の事情を考慮して、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額１億円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（社外取締役を除く）は８名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されましても、その員数に変更はありません。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数	8,354個を１年間の上限といたします。
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式83,540株を１年間の上限とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

(ご参考)

当社は、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行する予定であります。

以　上

株主総会会場　ご案内図

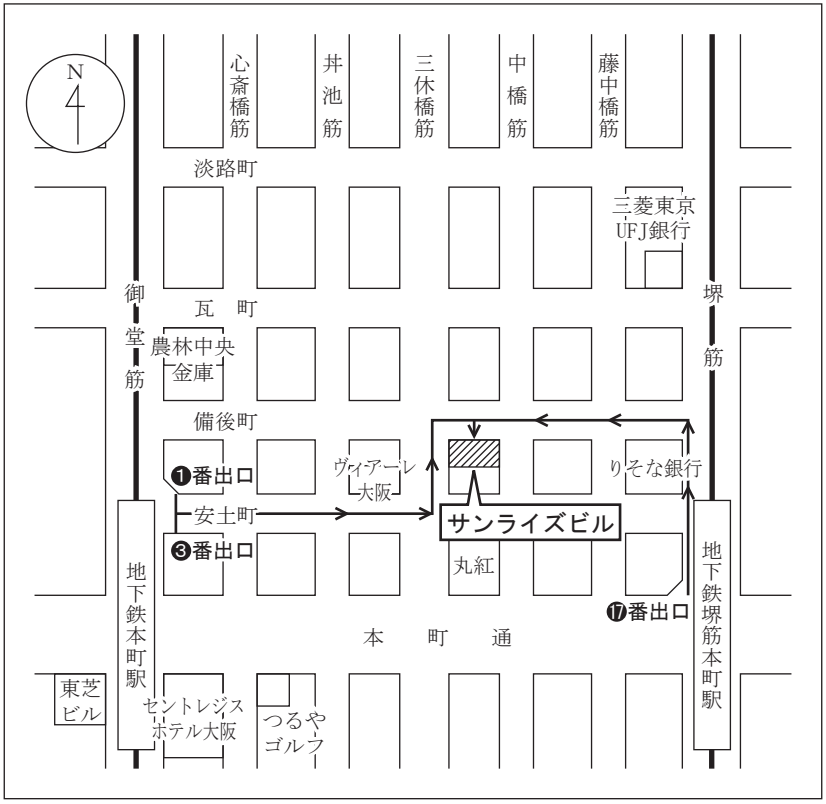

会　　場　大阪市中央区備後町二丁目６番８号
サンライズビル７階
電話　０６－６２７１－４６００

最寄りの駅　地下鉄御堂筋線「本町」駅（①または③番出口より徒歩約５分）
地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅（⓱番出口より徒歩約５分）

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。
※会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。